

第三十回国会 建設委員會議録 第二十二号

（四二一）

昭和三十四年三月二十五日（水曜日）

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 堀川恭平君

委員 木村 守江君 理事 佐藤虎次郎君

理事 瀬戸山三男君 理事 二階堂 進君

理事 中島 巖君

理事 逢澤 寛君 井原 岸高君

川崎末五郎君 砂原 格君

武知 勇記君 西村 直己君

橋本 正之君 村瀬 宣親君

東海林 稔君 塚本 三郎君

武藤 武雄君

出席國務大臣

建設 大臣 遠藤 三郎君

出席政府委員

建設政務次官 徳安 實藏君

建設事務官 美馬 郁夫君

（計画局長）

建設技官 神田 治君

（住宅局長）

委員外の出席者

参議院議員 田中 一君

建設事務官 國宗 正義君

（計画局総務課長）

専門 員 山口 乾治君

三月二十五日

委員荒船清十郎君、松澤雄藏君及び

島上善五郎君辞任につき、その補欠

として武知勇記君、西村直己君及び

山中日露史君が議長の指名で委員に

選任された。

同日

委員武知勇記君及び西村直己君辞任

につき、その補欠として荒船清十郎君及び松澤雄藏君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十四日

古川筋上部の高速道路計画反対に關する陳情書（東京都港区麻布新網町二の七東京都第一地区整備拡充期成連盟松浦徳市外三千七百二十五名）（第五二八号）

同（東京都港区麻布新広尾町二の一）

○八古川高速道路反対期成同盟連合会鈴木篤真（第五三五号）

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二五号）（参議院送付）

土地地区画整理法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四六号）（参議院送付）

道路に關する件

○堀川委員長 これより會議を開きます。

建築基準法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。まず本

案中の参議院の修正にかかるところにつ

き、修正案の提出者参議院議員田中一

君より説明を聴取いたします。田中

一君。

（小字及び一は修正）

第六条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「又は改築し」を「改築し、又は移転し」に、「又は改築し」を「改築又は移転し」に、「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同項第一号中「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同項第四号中「町村」を「市町村」に改め、同条第六項中「延べ面積」を「床面積の合計」に、「五百円」を「千円」に、「三千円」を「一万円」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項の規定による確認の申請をしようとする者は、申請に係る計画に第八十七条の二第一項の昇降機に係る部分が含まれる場合において、前項の手数料の外、当該昇降機一基について千円をこえない金額の範囲内において政令で定める額の手数料を、同項の区分に従い、市町村又は都道府県に納めなければならない。

○田中参議院議員 参議院におきまして修正いたしました部分、手数料の最高限度を、一万円を二万円にしたという理由は、大体終戦後数々の制定された法律のうち、手数料が最近に至って相当更改されております。そのうち極端なものにつきましては、たとえば無線局落成検査手数料等は、三千六百円から二万二千元になっておりましたものが、三十三年の改正によりまして、一万六千元から九万九千元になって

おるといふような例がございます。従って建造物の規模によりまして、手数料が相当増額されているという点でございまして、政府の説明によりまして、大体一万平米程度、三千坪程度のものを最高の建築規模というような想定のもとに、この一万円という手数料の額が算定されております。そこでその実例として、参議院におきまして調査をさせました結果、このような事実が判明いたしました。最近でございましたところの五十数億円かかりました大手町ビル、これは延べ数が三万三千四百坪でございますが、これに要しましたところの費用は一万三千四百四十円かかっております。内訳を申し上げますと、確認審査所要時間は二十八時間、現場検査所要時間は回数で二十回、延べ人員三十三名、時間といたしまして八十四時間、所要時間の合計が百十二時間となっております。平均一人当りの一時間実費を百二十円といたしまして、所要実費が一万三千四百四十円となっております。また同じような日本橋のビルでございますが、これは約三千坪のものでございますが、これも確認審査所要時間が二十二時間、現場検査所要時間が十六回、延べ人員二十五名、時間にいたしまして六十三時間、所要時間の合計が八十五時間、同じように一時間一人当りの実費百二十円といたしまして、一万二百円が実際ににかかっております。従って最近の傾向として、相当大規模な建築ができてい

あります三千坪までのものを標準として、一万円というものが一万円を伸びておるといふところから見ましても、相当な大ビルに對しましては、手数料の増額が当然であるというふうな見解から、自民党、緑風会に相談の上、一万円を二万円限度に引き上げようというところになったわけでございます。以上であります。

○堀川委員長 質疑の通告があります。これを許すことにいたします。中島巖君。

○中島（巖）委員 参議院の修正は、第六条の第六項によるところの修正であると思ひますが、ただいま修正提案者であるところの田中参議院議員から説明がありまして、大体その事情は了承できるのであります。上掲したことを對してはわれわれも異議のないものであるが、果して二万円が妥当であるかどうかという、こういう問題になるわけでありまして、従いまして、今御説明のありましたように、相当大きなビルでは、これが検査と申しますかに、一万数千円を要しておる、こういう御説明でありましたが、おそろしくうだと思ひます。従いまして、延べ坪によりましてもう少し階層をふやして、そのうして金額も、たとえば何坪までのものに對しては三万、何坪以上のものに對しては五万とかいうような方式に改正すべきではないか、とかように考えるのであります。参議院のこの修正

でございますから、今回はこの程度に

ルから六十平方メートルまでが五百

100

10

○堀川委員長 次に、土地区画整理法

次に、土地区画整理法

の一部を改正する法律案を議題といたしまして審査を進めます。質疑を行います。武藤武雄君。

○武藤委員 土地区画整理法の一部を改正する法律案の中で最初にお聞きしておきたいのは、今回の改正によりまして、公共施設の用地を土地区画整理事業により造成した場合において、施行者は、その公共施設の管理者に対して、土地区画整理事業の費用の一部または全部を負担させることをできるとを明文化した点は、時宜を得た点だと思えますけれども、元来、土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進という二つの使命を持つておるものであります。両者がたての両面のような相互関係にあるといましても、最近非常に地価の値上りが激しいものから、用地取得難に陥っているところが全国的に非常に多いと思ふのです。そこに、単にこの公共用地を生み出すためだということ、土地区画整理事業に重点が置かれる傾向がなきにしもあらず、こういう心配があるのでありますが、今回の処置をとることによって、そういう傾向がさらに拍車をかけられるというようなことになるおそれが多分にあるのじゃないかと思ひますが、そういうことに対して、一体政府はどういう考え方ですか。

○美馬政府委員 ただいま御質問がありました土地区画整理事業の目的でございますが、これは、御承知のように、二つの目的がありまして、宅地の利用増進という目的と、公共施設の整備改善という二つの目的を必ず持つていなければならぬのであります。しかしながら現実の事業を見ますと、どちらが中心に置かれているかというふうな傾向はありまして、そういう点から見ますと、現在土地区画整理事業といたしましては、全国で約六百余の所、いう個所をやっておりますが、その中でほとんど大部分は、主として宅地の利用増進を目的とする、こういう事業の部類に属するものだと思います。従つて、主として公共施設の整備改善を目的とするための土地区画整理事業と申しますと、現在その六百のうち約一割近くがこれに該当するのであります。しかしながら、この公共施設の整備改善を目的とする事業が、現在道路事業なり河川事業が用地取得の点で非常に問題がありますので、土地区画整理事業という事業をその手段として選ぼうというので、地元から非常に要望が多いのでございます。従つて、公共施設の整備改善を主たる目的とする土地区画整理事業というのが、最近の傾向といたしましてはだんだんふえて参つておるのでございます。しかし大勢といたしましては、ただいま申し上げたような状況でございます。申し上げたような状況でございます。が、今後は、私どもいずれの方面にも重点を置きまして、両方を並行的にやつていきたい、こういうふうな考えでおります。

○武藤委員 そういう傾向も多分に見られると思ひますから、一つその点に特に注意をしてやつていただきたいと思ひます。

○美馬政府委員 土地区画整理法の一部を改正する法律案を議題といたしまして審査を進めます。質疑を行います。武藤武雄君。

理の利用と、災害防止のため特に必要がある場合においては、防火地域にあって、高度地区内の宅地については、過小宅地の場合と同様に、個々の権利者の同意を得ることなく、権利者の代表機関である土地区画整理審議会の同意を得れば、立体換地ができるように改正されるわけですが、その場合、この場合に必要がある場合と一体どういうことをさしておるか。

○美馬政府委員 現在区画整理事業をいろいろやつておりますが、特に最近問題になっております大阪の駅前近辺であるとか、あるいは名古屋の駅の裏側であるとか、あるいは東京にもぼつぼつ出て参つておりますが、特にこういう市街地密集地帯の駅前の広場を作る場合であるとか、そういうような場合におきましては、相当家屋が密集しておりますので、しかもその地帯が都市計画の上から申しまして、高度地区と申しまして、建物を建てる場合には相当高いものを建てなければならぬ、しかもそれは防火性のものを建てなければならぬというふうな制限がございまして、そういうところで、たとえば幹線街路を作つていくとか、あるいは広場を広げるというふうな仕事をやつて参りますと、どうしても従来の区画整理事業のようなやり方ではだめでございまして、建物を立体的に上に上げていくという手法をとらなければならぬかむずかしいのであります。また現実にも、そういうやり方が最もふさわしいのでございまして、こういう地区を私どもも立体換地の対象地区と考えまして、特に必要があるというふうな場合には、立体換地の手法をとつていきたいというふうに考えております。

○武藤委員 その場合に、これはおそらく土地ではなくて建物だと思ふので、その場合に、新しい換地あるいは建物も当然考えなければならぬわけですが、その場合に、本人が、どうもあつたところではいやだということ拒否をした場合には、おそろくねらいは、強制力を伴うという法律の建前だと思ひますが、そういう建前だと考えていいわけですか。

○美馬政府委員 その通りでございます。

○武藤委員 その場合に、土地収用法と同じような建前で、民法との関連は問題ない、こういうわけですか。

○美馬政府委員 民法との関係も、私どもこの法律を作る過程におきましていろいろ議論したのでございまして、現在の土地区画整理法の建前は、こういう換地制度というものを設けておりまして、その換地の一つの特例といたしまして、土地に対しては土地、あるいは金銭というものが原則でございますが、特に建築物の一部を与えていくという形をとつておるわけでございまして、しかし、これはあくまでも何かを補償しないし現物を対象として与えなければならぬというものは、憲法に保障された原則でございますが、その場合に、価値において同等または同等以上の土地に相当する建築物の一部を与えるというところで、法制的には割り切つておる次第でございます。

○武藤委員 その場合、審議会の同意を経れば、本人の同意を得なくてもよろしい、こういうことになっておるわけですが、そういうことには、往々にして審議会が非常なボスぶり発揮する場合が各省に例があると思ふので

す。やはり本人の立場というものは、強制力が伴えば伴うほど慎重に考えて、その利益を保護しなければならぬのが政治の建前だと思ふのです。そういう場合に、審議会がそういう順序を無視した運営が行われぬように、政府として適切な指導監督をどういう形で行われるのか、一つお伺ひいたします。

○美馬政府委員 私ども、とりあえずこの地区の対象となる予定の地区は、最近では、今申しましたように、大阪駅前の地区というふうな非常に限定的に考えておるのでございまして、全国六百数十箇所行なつておりますが、各地区は、とりあえずは対象としておりません。従つて、私どもの監督も非常に重点的に行なふことになっております。この法律によりまして、建設大臣の監督権が土地区画整理事業に対しましていろいろ面においてやれますから、そういう点から、特に個人の権益の保護という面につきましては、審議会に対しまして十分指導監督ができるつもりでおりますから、御安心なすつてけっこうじゃないか、こういうふうな考えております。

○武藤委員 それから施行地区内の宅地についての所有権以外の権利、たとえば地上権、あるいは賃借権等登記のない権利を有する、そういう当該宅地の場合に、当該宅地と所有権者との連署によつて権利を生ずる書面を申告することに従はなつておつたわけですが、ところが連署で証明書を出す場合には、移動または行方不明とか、あるいはどうしても相手側の同意が得られない、こういう場合を予想いたしましたし、そういう手続の不備も考えられま

す。やはり本人の立場というものは、強制力が伴えば伴うほど慎重に考えて、その利益を保護しなければならぬのが政治の建前だと思ふのです。そういう場合に、審議会がそういう順序を無視した運営が行われぬように、政府として適切な指導監督をどういう形で行われるのか、一つお伺ひいたします。

して、今回法律改正をやるというところでありますけれども、その場合に、二つの問題があると思うのです。正当の理由なくしてこの連署による申請を拒んだ場合、一体この正当の理由なくして拒むというのは、どういうことをさしておられるのか。それから双方からの証明が必要だったわけですから、それを一方からの証明だけでできるとした場合に、往々にしてはつきりした事実が明確でないと、自分の都合のいい一方的な書類だけによって処理されるという危険が起きないかどうか。

○美馬政府委員 あとの方の御質問でございますが、要するに権利の変動があった場合、はつきりした書類とか証拠がなければわからぬじゃないかという御質問でございますが、私も現在考えておりますのは、たとえば訴訟のあった場合、確定判決書であるとか、和解調書であるとか、あるいは公正証書、契約書、こういうふうな書類をもつて一応確かにその人が権利を持っているのだというふうに考えたわけでございますが、たとえば、場合によりましては、なかなか正規な契約書等もむずかしい場合もありましょうから、そういう場合は、たとえば家賃の領収証というふうなものも、正当でありますればこれに該当いたしまして、そうしなくして定本にむずかしい点も考えておらない次第でございます。まあ一般的に審議会にどうせかけることでございますから、皆さん方で、なるほどその人が権利を持っているのだというふうなことであれば、これはもうそういうふうなやつにやっていきたいという方針でございます。

それからもう一つ、正当な理由でございますが、今申し上げましたようなことがはつきりわかっております。確かにその人が権利人であるというところがわかっておるにもかかわらず拒んだ場合には、一方的なことでも認めていこうというふうなことでございまして、

○武藤委員 あとの方は、いろいろ手続上のはつきりそうかどうかというところが確認されれば、そういうことを明確に確認してやれば、その問題が起きることはないと思うのですが、前の方の、相手がおつて困るといつて拒んだ場合に、それが正当な理由であるかどうかというところはなかなか判断がむずかしいし、また拒んだ者の利益を全然考えないで、ただ貸しておる地主とか家主とか、そういう者だけの考え方で強行されるということは、やはりできるだけ避けなければならぬと思うのです。だから、その点は、運用に当たっては特に注意してもらふ必要があると思ふのです。

しなければならぬという理由が、単にそれだけの理由以外にまだあるのですか、ただそれだけの理由ですか。

○美馬政府委員 実は審議会の委員の任期の問題でございますが、現在三年になっておりました、これを最高五年までやれるように改めたわけでございます。この問題をやるにつきましたは、いろいろ内部でも議論がありまして、そういう点はよく検討したのでございまして、何さ昭和二十九年からこの区画整理事業をやつてみまして、先ほど申しましたようないろいろの事業をやつておりますが、戦災復興事業は非常に大規模な事業でありましたから、長くかかっておりますが、その他の事業でございまして、一番短かいところ三年、普通四年ないし五年というものがケースとして非常に多いのでございまして、従つて原則から申しますと、一事業につきましては、一つのなれた委員でやつていくのが一番常識的じゃないかというふうな意見が非常に強かつたわけでございます。それが一般的であります。特に戦災復興事業につきましては、先ほど申し上げましたように、三十四年度に終る事業で、そのためにわざわざ選挙をやり直す必要はないじゃないか、そういうところで、再び選挙をやり直すのは中途半端なことになるのではないかとこの立場になつたわけでございます。しかしながら、この場合に考えなければならぬのは、委員なり、いろいろな役員のボス化の問題でございまして、この問題につきましては、私たちもいろいろ検討いたしました。私たちがいろいろ心配のないように、私もいろいろ指導をやつていきたいと思ひますし、またこの

の審議会の委員等につきましては、各地区民、利害関係者が選挙するのでございまして、解任請求権というのがございまして、非常に悪質な者がおりましたら、利害関係者が寄りまして解任請求をして、やめさせる手続もございまして、そういう点は一応制度的に救済する建前になっております。法律は、こういうふうな五年ということになつておりますが、その実施は各事業主体にまかしてございまして、各事業主体が条例または規則によりまして、自分の方の事業は三年で終るのだからいいのじゃないかということであれば、三年というところできめまして、まだあと二年かかるから五年にしようということになれば、五年というふうな今後きめられるわけでございます。その場合に、現在の役員を再任させるか、あるいはまた新しく選挙させるかということも、これは審議会自体がきめていけるような建前になっております。それから、その点は、私どもの指導監督と相待ちまして、十分やつていくのではなないかというふうな考えております。

○武藤委員 大体わかりましたが、ただ全国的には、この法律が通過して効力を発生するまでに、すでに選挙をやらなければならぬところ、あるいは委員の任期が切れてしまうことが予想されるところが相当あるのではないですか。この法律が通過した場合に、そういう点の混乱は起きないのですか。

が、ほとんど大部分の地区は、これを通りますと、選挙はやり直さなくてもこれでやっていくようなことであります。また、その他の区画整理事業につきましても、大体混乱なくこの方針でやっていく、こういう見通しでございます。

○美馬政府委員 この法律が、たとえば四月から施行されるとなると、たとえば戦災復興事業等についてみますと、もうすでに三月中に任期が満了になりまして、この法律がออกมาしても救済できない箇所も少しはあります。○武藤委員 次に、事業計画の軽微な修正については、従来の手続を省略することができるというふうな改めることになるわけですが、これも、これは、ほんとうに軽微な修正であれば問題はなないと思ひますが、やはり地元民の権利に相当な影響を及ぼすというところが、今度の法令の中にも心配があるのではないかと申すのです。たとえば幅員四メートル以下と、こういうふうな規定しますと、逆に今まで一メートルの道路を四メートルに拡張するといふような場合には、これは、距離によつては相当の影響を土地所有者や何かに与えるのではないかと思ふのです。それを、単に事業主体の独断にまかしていくという結果になると、これは、相当利害関係に影響が出てくるのではないかと思ふのですけれども、そういう場合の処置は、一体どういふふうな考えておられますか。

○美馬政府委員 その点は、まことにごもっともな点でございまして、これは、今後政令で定めることになっております。この政令で定める場合には、私どもの考えをいたしましては、ただいま御指摘がありましたような個人個人の減歩に影響する場合、たとえば四メートルの道路を新設する、そのために一般の減歩が、従来約束しておつた減歩よりもさらにきつくなるというふうな場合には、私どもは、これは軽微

な修正というふうには考えないで、除外していいというふうな気持ちをただいま持つておる次第でございますから、御懸念の点はない、こういうふうで考えております。

○武蔵委員　そうすると、政令の方でよく考えて定めていきたい、こういうことでですね。――わかりました。特にその点は注意してもらいたいと思うのです。

それから最後に、百三十六条の改正の中で、従来は「都道府県知事は、事業計画若しくは事業計画の変更について審査する場合は事業計画を定め、若しくは変更しようとする場合において、当該土地の画整理事業が、農地の廃止を伴うものであるとき、又は用排水施設その他農地の保全若しくは利用上必要な公共の用に供する施設を廃止し、変更し、その他」云々という場合には、この「当該農地を管轄する農業委員会（農業委員会が置かれていない市町村については、市町村長）及び当該施設を管理する土地改良区の意見を聞かなければならない」と書いてあるのです。それを今度は、単に理由をするにとどまっておるにすぎないから、これを省略して農業会議に諮問するだけでいいではないか、こういうのが改正の趣旨だと思ふのです。しかし法律の内容からいえば、やはり相当重要に考へて、結局土地画整理法というものは、将来農地を大体においては宅地に転用するというのが眼目であると思ふのです。そうしますと、この農業委員会との関係は特に密接でなければならぬと思うのですが、その場合に、従来は単に理由するにとどまっているということですが、従来

の法の内容からいえば、相当重要に考へて、当該地区の農業委員会の意見を聞くということになっておるのですけれども、それを単に理由する機関だという認定をした根拠と、もう一つは、そういうふうな改正をする場合に、特に農業委員会との関係が密接でありますから、農地法との関係で、これは農業委員会等の意見、あるいは市町村長等の意見を十分に聞いて、運用上心配がない、こういう意見に基いてこの法案の改正がなされたのかどうか、この二点について伺います。

○美馬政府委員　実はこの法律を出すのにつきまして一番問題になったのは、農林省との折衝が一番問題になりました。そのときに、御指摘がありましたように、この土地画整理事業と申しますのは、農地との関係が非常に大きい問題になっておるのでございまして、各地にいろいろな問題ができておる折衝したわけでございまして、現在の法律の建前から申しますと、事業計画をきめるときに、農地に非常に影響がある場合には、その地元の市町村農業委員会の意見を聞いてやっていくというところになっております。区画整理事業がいろいろ問題を起します一番根本問題は、最初の地区をきめる場合、どういう地区をやっていくかというような場合、その地区に指定されました農民に非常に重大な影響があるわけでございまして、それから次に農地転用の問題が起つて参ります。この転用ができない、できるといふことで非常に問題になってくるわけでございまして、ここにあります法律は、転用の場合に、とりあえず関係があるわけでござ

いますが、転用の場合におきましては、農林省ともいろいろ折衝したのであります。現在の法律は、地元の農業委員会という体制になっておりますが、実際農地転用について権限を持つておりますのは、地元の農業委員会でなく、府県の農業会議が、知事がこの転用をきめる場合に、その諮問を受けて、それに意見を言うというふうな立場になっておりました。むしろ農地転用を今後スムーズに行う場合におきましては、地元の農業委員会よりも府県の農業会議にした方が、区画整理事業が、農林省の立場から見ても建設省の立場から見ても、非常に円滑にいくのではないかと話合ひになりまして、こういうふうにしたわけでございまして、しかしこれだけでは、私も土地画整理事業が円滑にいくと考へておりません。今回この法律改正をするにつきまして、農林省当局と

いろいろ折衝いたしまして、一つの覚書等も交換しているわけであります。その覚書によりまして、現在住宅公団なり各府県市町村がいろいろ区画整理事業をやっておりますが、こういう事業計画をきめる当初のときに、農林省当局とよく打ち合はうとしないという議論して、じゃ、ここをいろいろやるといふこととやうなことがございまして、その後の農地転用等の問題はスムーズにいふようにしようではないかという話合ひができた次第のございまして、そういう両面相持つて、この事業が何とかうまくやれていくようになるのではないかと

いふふうな考へている次第でござい

○武蔵委員　その事業計画を進める場合に、事務的な手続としては、建設省、農林省との間において、県の農業会議の諮問だけでやられた方がいい。それは、上の方だけできめてしまふのですから、確かにスムーズだし、いいと思うが、その場合に、実際の利害関係の伴う現地の農業委員会、あるいはこの影響を受ける農民、そういった人たちの意見を一体どういう形で聞いてやっておりますか、単にこれは、農業会議に出ておられます委員だけを通じて聞けばいいというお考えですか。

○美馬政府委員　法律的に申しますと、これは府県単位の農業会議ということになっておりますが、現在の実際の運用が、その府県の農業会議には、関係地区の農業委員会の委員も代表として出ているようでもあります。また現実の行政運用が、事件がかかりますと必ず農業会議の方が、地元の農業委員会の方の意見を聞いておるような慣例になっておるようでありまして、そういう点から、十分利益の保護はできるんじゃないかというふうに考へております。

○武蔵委員　これで終わりますけれども、特にその点はあなたまかせの運用にしないで、あなたたちは、農業会議という格好で、そういうものを代表もしているのだから、そこで意見を聞いてこいという態度じゃなくて、やはり地元民のいろいろな意向がそのまゝ反映できるように、事業計画をする場合に、一つ当該官庁というものは、これに対して十分意を尽すように、法の実施に当つてはやつてもらわなければならぬと思うのです。ただ、農業会議は代表も出ているのだということでは

しに、そういうことを運用の面で十分考慮するように要望いたしまして、質問を終ります。

○中島（農）委員　本人が承諾しない場合においては、どういう方法をとつてこの目的を達するのか、その点をお伺いしておきたい。

○美馬政府委員　おそらく立体換地の場合だと思ひますが、これは本人が承諾しないでも、こういう法律によりまして、平面換地じゃなくして、建築物の一部をやるような建前に法律でする。これは区画整理の建前が、法律全体の建前が、換地という建前から、本人の承諾なしに、いろいろ減歩等をやりましたる建前になっておるのであります。特に立体換地は、今回全面的に相当大きく取り上げましたが、その一部は、現行法につきましても、すでに本人の承諾を得ないでも立体換地ができるようになっておるわけであります。たとえば過小宅地の場合というやうな場合は、本人の承諾なしに、法律によりまして換地をするという制度になっておるわけでございまして、

○中島（農）委員　この提案理由の説明を見ても、「防火地域内であつて、高度地区内の宅地について権利者の代表機関であります土地画整理審議会の同意を得た上で宅地の立体化ができるようにし」ということになっておる。それから、おそらく今計画局長のそういう答弁があるだろうと思つておつたのですが、さてそこで、権利者が、この審議会の決定を見ても不服である場合が必ずあるだろうと思ふのです。この土地画整理の施行主体は、一般にどういふものであるか、その点、お伺い

は、有料道路二千億というような計画が織り込まれておるわけでありまして、今後の道路政策は、この高速自動車国道を幹線として道路網を形成せねばならぬ。これは各国の情勢であります。

○遠藤國務大臣　今回の道路の五カ年計画が、私么かねがね申し上げておりますように、世界的な規模でやろうという考え方を持っております、日本の経済の基盤を確定いたしましたして、世界のコスト競争に應じて負けないような、日本の経済の体質の改善をするというような大きなねらいを持っておるのでございます。もし委員会の皆さんに、世界各国の非常に進んだ道路政策というものを見ていただくことができ、それを日本の道路政策に反映させていただくことができれば、私どもの年来の理想を実現するに非常に有効であり、しかも最も意義のあることであると思ひまして、私は大賛成でございます。政府としては、よく委員長とも

て勉強したいと考えておるわけでございますが、何しろ自分の力で外国へ出ていって勉強するというような機会もないわけであります、こういう機会に、政府におかれましてはわれわれ委員の希望を十分取り入れて、道路政策が順調に遂行できるように一つ御配慮願いたい、こういうふうに私は希望を申し上げておきます。

次にもう一点、大臣がお見えになりましたので希望を申し上げて、できますならば、次回の委員会に資料も提出していただきたいと思います。御承知のとおり、相当大規模な道路の計画を樹立されて、昭和三十四年度以降向う四か年間でこれらの道路の事業を遂行されるわけでありますが、私は、この予算

のです。従来のように国鉄当局と交渉して、それが相当な時間を要するといふことになりますと、せっかく政府が考えておられますような大規模な道路の事業が思うように進捗しない、こういう結果にもなるうかと考えております。特に国鉄の關係は、御承知の通り、電気通信施設その他四部門か五つの部門にそれぞれの工事の担当の部局が分れておるのであります。これらの各部局に事業の担当諸官庁、あるいは地建、あるいは地方の諸官庁を通じていろいろ交渉をいたしておりますが、一部局がまとまりましても、電気においていろいろ問題が起ってくるとか、あるいは通信施設において議論がなかなかまとまらない、こういうようなこ

ういふ考え方を持っております。事務的にやって参りますと、いろいろ事務的な屈屈が両方に出てくるのであります。しかし大きな政治的な目から見ていきますと、何も問題はないはずであります。大原則としては原因者負担で、鉄道が通っているところへ道路がいく場合には、道路の方で負担すればいいし、道路のあるところへ鉄道がいく場合には、鉄道の方で負担すればいい。そしてずっと前のやつは、いつから始まっておつてどうだということを議論をしてもしょうがない。そんなものは半々でやればよろしいということできめてしまえば、きまつてしまうのであります。いずれも政府が負担するわけあります。国鉄といっても、形

ますので、何分の御援助を願いたいと思います。

○二階堂委員　大臣のお気持だけで仕事が進めばいいのですけれども、現実の問題としては、なかなかそう簡単にいっておりません。私はその資料をいただいておりますが、三十一年から交渉に入って、まだまとまっていないうちにあるのであります。道路の方は、建設省なり道路公団なりが大きな仕事をやるわけですが、国鉄の方は、部局が四つか五つかに分れているわけです。ところが、たとえば九州地建の局長に聞きましたも、施設関係でレールの方だけ話がまとまっても、電気通信の方の話がまとまらぬ。電気通信の方がまとまると、ほかの係の者が文句

を言ってくるというわけだ、非常に手を焼いておるというわけだ、が実際にあるのです。遠藤建設大臣は、永野さんと非常に懇意だし、国が負担する問題だから話し合えば解決するとおっしゃいますが、その通り仕事はかどれば、問題はないわけだ。ところが現実には、そういうようなことがあつちこちについておるわけだ。だから私は、そういう交渉の窓口を一本にするなり、何か事務的に一つと早く解決ができるような命令系統と申しますか、そういう交渉の窓口を一本にして当局と話を進めるような工合に持つていったかぬと、なかなか下に参りますと——たとえば九州は、国鉄の關係は門司ですか、そこで、その課長とか、あるいは係長がおりまして、話を円満に進めるように当面はなかなか努力しておるのに見えても、いよいよ仕事を始める場合になると、なかなかそれが思うように解決していかぬ。ですから、そういうようなお気持ちを下まで浸透させて、早急にこの話がまとまるようにしていただくかなければならぬと思つております。昭和三十一年度、二年度から交渉して、まとまっていなくてあるのです。それは、資料をよく調べて下さい。次回の委員会には、道路關係で、實際三十四年度着工しなければならぬ箇所が一体どのくらいあるのか、あるいは三十一、二年ころに交渉しておつて、いまだにまとまっていなくてある箇所が何箇所くらいあるか、これは公団の關係の資料も委員会に提出していただきたい。私もまた、委員会に國鉄の關係の方も来ていただきまして、これらの仕事が順調にはかどるようになり

いろ質問をして、善処してもらいたいと考えておりますから、一つそういうようなお気持ちで、さらに堅持だけの問題ではなくして、事務的にもそれらが大臣のお気持ちのようによい促進されるように、善処願いたいと思います。

○武蔵委員 ただいまの二階堂委員の趣旨、全面賛成、私、特にこういう点を一つ大臣に考えてもらいたいと思うのです。最近國鉄の營業政策として、全国的に全部無人踏み切りにしようという動きがあるわけでありまして、私どもの常磐でも、最近第二次砂川事件みたいな事件に發展する可能性までいつたのですけれども、ようやく妥協いたしましたけれども、全国的にそういう傾向をとるといふことをいつています。ですから、将来は至るところに無人踏み切りという問題が出てくる。それで、この際やはり政府当局として、単に國鉄だけでなく、私鉄まで含めて、新線に対してはやはり全部踏み切りはいかぬ。たとい踏み切り警手をつけようが何しようが、踏み切りはいかぬ。新しい線を引く場合には全部立体的踏み切りに切りかえていくというような計画性のある特別立法化を關係各省と連絡をとつてやらなければ、これは議員立法でもやらなければならぬと思つたのですけれども、予算の伴うことでありますから、各關係各省と連絡をとつて、ぜひとも、とにかくこれからどんだん線が引かれる場合には、嚴重にそのことが規制されるように、今は踏み切りを作つて警手を置いて、営業上そろばんが合わなくなつてくる

いくというのでありますから、新しい線の建設の場合には、もちろんそういうことを条件にする。それから現在行われている踏み切りにおいても、踏み切りにする場合には、立体的交差にするという特別な特別立法的なことを考える必要があるのではないか、最近踏み切りにおける事故が激増しておる。国民の生命等から考えても、ぜひとも必要ではないかと思う。特にこの点を御考慮願いたい。

○遠藤國務大臣 御意見の点は、一々ごもっともであります。全く同感であります。従つて事務的にもちゃんと筋を通すようにいたしまして、大きな目からいへば、政府關係の機關が張り合つておつてそれが解決できないということは、國民に対してまことに済まぬことだと思ふ。大至急これを促進するようにいたします。

○堀川委員長 本日はこの程度にとどめまして、次会は二十八日土曜日の午前十時から開会することいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

〔参照〕

建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二五号）（参議院送付）に關する報告書

土地區畫整理法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四六号）（参議院送付）に關する報告書

〔別冊付録に掲載〕